

インターネット・ホットラインセンターからの通報による児童ポルノ、
わいせつ図画公然陳列等事件一斉取締り（第2弾）の実施について

去る5月31日に続き、7月12日午前、インターネット上の児童ポルノ、わい
せつ図画公然陳列等事件について全国9都府県において一斉取締りを実施
した。

1 実施警察

9 都府県警察

（秋田県警察、警視庁、千葉県警察、愛知県警察、大阪府警察、
兵庫県警察、岡山県警察、徳島県警察、熊本県警察）

2 適用法令

- ・ 児童ポルノ公然陳列（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児
童の保護等に関する法律第7条第4項）等
- ・ わいせつ物公然陳列（刑法第175条）等

3 捜索箇所及び逮捕者

捜索箇所 22箇所 逮捕者 9人

4 背景

児童ポルノをはじめとする違法情報の氾濫に歯止めをかけるため、去る
5月31日、インターネット・ホットラインセンターからの通報を有効に活
用した一斉取締りを行ったところ、サイバー空間の浄化と児童ポルノに係
る犯罪等の抑止に一定の効果が認められた。

このため、更なるこの種犯罪を抑止するため、同規模の一斉取締りを実
施することとした。

5 参考

- ・ 前回5月31日の一斉取締りで検挙した投稿関連サイトの管理者を2事件
2名検挙